

静岡県告示第374号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月20日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (i) 道路			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
県道原木沼津線	伊豆の国市原木の一般国道136号との交差点から沼津市上香貫と沼津市中瀬町との境界までの区間	(略)	県道原木沼津線	伊豆の国市原木の一般国道136号との交差点から沼津市道4514号線との交差点までの区間	(略)
(略)			(略)		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (i) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、

		三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)			三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
菊川市 道赤土 高橋線	(略)	(略)	菊川市 道赤土 高橋線	(略)	(略)
			<u>県道原木沼津線</u>	<u>沼津市大平と清水町徳倉との境界から沼津市上香貫と沼津市中瀬町との境界までの区間</u>	<u>左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。